

光化学スモッグ、PM2.5に注意しましょう

4月～9月は
光化学スモッグ対策
期間です

PM2.5の注意喚
起について

光化学スモッグは、風が弱く、気温が高く晴れた日に発生しやすく、目がチカチカする、頭痛がする、息苦しいなどの症状を引き起こします。

栃木県では、オキシダン濃度が一定基準値以上となり、その状態が継続すると予想される場合に、光化学スモッグ注意報を発令しています。

光化学スモッグ注意報が発令されたら：

- ・屋外での激しい運動は避けましょう。
- ・目がチカチカしたり、のどが痛くなったりしたときは、洗顔やうがいをして、しばらく安静にしましょう。洗顔やうがいをしていても症状が治まらないときは、すぐに医師の診察を受けましょう。

光化学スモッグ・PM2.5についてもっと知りたい

・栃木県ホームページ「ちぎの青空」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyoku/hozen/azora.html>（パソコン）

・栃木県防災メール配信
左のQRコードを読み取り、空メールを送信すると登録画面へのリンクURLが付与されたメールが返送されます。

・メール配信を登録された方には、光化学スモッグ注意報またはPM2.5注意喚起情報が出されるとその情報が自動配信されます。

QRコード



☐bousai.tochigiken-

entry@sg-n.jp

浄化槽の汲み取り料金等が改正となります

平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、人头割の一般家庭汲み取り料金・汲み取り量による単価・単独・合併浄化槽の清掃料金が改正となりますのでご留意ください。

詳細については、ご利用業者にお問い合わせください。

空き地の雑草管理でお困りではありませんか？

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないといった空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。

これからの季節は放っておくと、雑草が伸びてしまひ、毛虫が発生するなど、隣接する方々に迷惑をかけるかもしれません。空き地の適正な管理は所有者の責任です。

市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施し

ています。

■委託の料金

【参考】年額90円/1㎡
(平成25年度の場合・税抜)
※年度途中の申し込み、解約も同額になります。

■管理の内容

年4回の雑草の刈払い(刈り取りは雑草の繁茂する期間に行います)

※刈り取った草の処分は行いません。希望する場合は個別に業者に依頼してください。

■受託の条件

- ①下野市の行政区域内であること。
- ②建物や工作物が無く、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること。
- ③傾斜地や湿地等、通常の管理が困難な土地でないこと。
- ④笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること。

■委託の方法

環境課に申請書を提出し、委託料を前払いしてください。